

事業承継を円滑に進めるために「事前準備」を！ 平成30年4月5日開催  
中堅・中小企業の経営者・後継者の皆様、必見です！！

事業承継を成功させるためのセミナー

# 新事業承継税制と その具体的活用方法

主催：税理士法人石井会計

## 納税猶予制度が使い易くなりました

中小企業経営者の世代交代を強力に後押しするために、10年間の特例措置として各種要件の緩和を含む事業承継税制の抜本的な拡充が行われます。

今回のセミナーでは、改正内容についての解説を行うとともに、あわせてこれからの相続・事業承継対策のポイントについてわかりやすく説明いたします。

### 【こんなお悩みをお持ちの社長様は是非ご参加ください!!】

- 依然として会長が自社株の大半を持ったままである・・・
- 事業承継に取組みたいが、何から始めればよいかわからない・・・
- 納税猶予制度を活用したいが、どんな準備が必要なのか・・・
- 自社株の評価が高く、将来の相続税が心配だ・・・

### 【セミナー内容】

#### 大きく変わる事業承継税制

- 10年間の集中施策～贈与・相続の特例措置
- 改正前53%の納税猶予が100%へ
- 後継者が親族でない場合の活用は？
- 要件の大幅緩和！
- 相続時精算課税制度との併用でリスク低減
- 雇用確保要件が緩和される！
- 納税猶予減免処置が拡充される！

#### 事業承継税制の改正に伴う活用法

- 想定される具体的な活用方法と事例について
- その他の資産税関係の改正
- 一般社団法人に対する相続・贈与税の見直し
- 小規模宅地等の特例の見直し
- 組織再編税制の適格要件が緩和される

まず、事業承継計画を作成し、円満な事業承継を進めましょう！！

## 開催要項

- 開催日程 平成30年4月5日(木) 10:00～12:00 (9:30～受付開始)
- 会場 ピュアリティまきび  
岡山市北区下石井2-6-41 TEL:086-232-0511
- 参加費 無料
- 定員 50名 (定員になり次第締切させていただきます)
- 講師 税理士法人石井会計  
代表社員 公認会計士・税理士 石井 栄一
- 主催 税理士法人 石井会計  
岡山市南区新保1107-2
- お問合せ 電話番号 086-201-1211  
受付担当: 宮園、藤村までお願い致します。
- 申込方法 下記にご記入のうえ、FAXでお送りください  
受付FAX番号 086-201-1215

### 【参加申込書】

FAXにてお申し込みください!! ▶▶ FAX: 086-201-1215

御社名			
御住所			
ご出席者名			
ご出席者名			
TEL		FAX	
E-mail			

ありがとうございました。切り取らずにFAXでお送りください。